

第 50 回会合を踏まえた構成員質問に対する回答  
(インターネットイニシアティブ)

質問 1.

音声卸料金について、今までどのようなプロセスで要望あるいは協議が行われてきたか。協議に至らなかったケースも含め、特徴的な事例について、幾つか具体的に時系列で示してください。

(佐藤構成員)

(回答 1)

従前より当社に提供されている音声卸役務について、金額の引下げ要望等の協議に至らなかった事例、交渉のテーブルに着いて頂けなかった事例はございません。

質問 2.

「公平な取り扱いの観点から、1社個別の要望に応じられない」という MNO が協議に対応しない理由について、どのように考えていますか。

(佐藤構成員)

(回答 2)

一律の条件が求められる接続とは異なり、相対契約が基本である卸においては、卸先事業者の創意工夫による付加価値提供、消費者に多様なサービスを提供する余地を確保する為、1社個別の要望であったとしても、MNO は、その要望の実現可能性について、真摯に協議に応じることが必要と考えます。

他方で、相対契約が基本となる卸の自由度を確保する上においては、MNO のグループ会社等に対する卸提供が、料金面のみならず、提供機能等が、その他の事業者よりも柔軟な条件となっていないか等、MNO およびグループ会社間の卸について、その透明性を確保することも同時に必要であると考えます。

MNO と MVNO は、消費者に対し類似のサービスを提供するという性格上、MNO が卸協議を積極的に推進する為の動機付け・インセンティブが必要と考えますが、今後、電波割当の比較審査基準等の「MVNO 促進」に関する配点を多くするといった方向性となれば、MNO-MVNO 間の積極的な卸協議促進にも寄与するのではないかと考えます。

### 質問 3.

MVNO に対して重要な案件であっても協議に至らない現状について、具体的にどのような改善策があると考えていますか。事業者間協議が実現するために、NDA の内容・運用において、改善すべき点があれば教えてください。

(佐藤構成員)

### (回答 3)

指定卸役務については、卸先事業者の求めに応じ、協議や基本的な情報が開示されるよう、なんらかの制度的な担保が必要ではないかと考えます。

但し、開示が前提となることで、指定卸役務に関する基本的な情報が画一化し、柔軟な提供条件の協議余地が狭まることが無いよう、開示される情報は、あくまで最低限の基本的な情報であって、それらを検討のベースとして、より柔軟な協議・検討が可能となるといった制度化の趣旨を、適切に設ける必要があると考えます。

現状、MNO と当社間の NDA は、「00XY 接続」、「eSIM」、「5GSA」といった事案ごとに、都度、締結を実施しておりますが、事案によっては、検討期間が足りず、NDA の期間を延ばす対応が必要になった事例も見られます。

また、NDA の締結そのものに時間を要し、MNO が予め定めているサービス開始日に対し、MVNO の準備期間がいたずらに短くなる要因となったことも、事案によっては見られたところです。

については、MNO と MVNO の、事業者間の包括的な NDA を締結し、双方の締結の手間やリードタイムを削減することが叶えばと考えます。

質問 4.

MNO のサービス開始と提供時期が遅れることで競争上不利益な状況が生じた事例として、2021 年春の音声卸と秋の eSIM が示されていましたが、より具体的に、どのような経緯で、どのような経営上・競争上の問題が起こったのか、詳しく説明してください。また、MVNO 委員会の資料 P. 4 の下図で右下に音声卸料金提示・協議開始とありますが、協議が行われたということでしょうか。

(佐藤構成員)

(回答 4)

構成員限り

